

第 26 回富士山世界文化遺産学術委員会議事録

日 時 令和8年2月4日(水)14時00分～15時00分
場 所 都道府県会館4階 401 会議室

1 開会

山梨県観光文化・スポーツ部 杉田次長より挨拶

2 報告事項

(1)富士山包括的保存管理計画の改定について

事 務 局 資料1～資料1-4を説明

加藤委員 新第10章について、「資産への影響及び施策の評価～モニタリング及び遺産影響評価の実施～」となっている。ここだけ見ると、資産への影響と施策を評価するのか、それとも資産への影響をモニタリングし、及び施策の評価をするのか、そこがわかりにくい。しかし、そのあと「～モニタリング及び遺産影響評価の実施～」となっていて、第10章の次の部分の見出しを見ていくと、やるのは、資産の現状の状態をしっかりと見ること、それから、その資産に影響を及ぼすような、一般的な言葉で言えば開発行為の評価について、文化遺産を適切に保護・保存するという観点からしっかりと評価しようということである。それならば、ここは「資産へのモニタリング及び影響をおよぼしかねない施策の遺産影響評価」とか、或いは「資産のモニタリング及び遺産影響評価の実施」というふうに、中黒ぐらい使ってもいいなら、第10章の見出しをもう少しわかりやすく書いてしまったらどうか。誰が見ても間違いなくやることは、資産の状況をしっかりと把握することと、そこに影響をおよぼしかねない活動については、影響評価をしっかりと行うということである。「施策」というと保護のための施策を含めて考えてしまう人も出てきかねないと思った。

想定されている内容自体には多分異論がないと思っている。

事 務 局 小委員会の際に、同様の指摘をいただいたところ。やることは資産のモニタリングであり、資産にどういう影響があるかの評価なので、「施策」というのは少しミスリードだと思う。最終的なところは来年度1年かけて、タイトル自体も見直しをすること、端的にわかるようなタイトルになるようにしていきたいと思う。

木下(直)委員 今のところの表記は、変更箇所としては「施策」を消すという意味か。それであれば、もう消えているということではないか。

事 務 局 その通りである。

吉田委員 タイトルがシンプルになるのは賛成だが、モニタリングと遺産影響評価が、資産だけに対応しているのかというとそうではなく、今の新しい考え方としては、資産の周辺、バッファゾーンやさらに外側のワイダーセッティングと言われる部分も対象にすることとなっているので、「資産のモニタリング及び遺産影響評価」としてしまうと、実際にやらなければいけないことより狭めてしまう可能性があるのではないか、という懸念がある。

事 務 局 資産という言葉をもっと幅広く、ということだと理解したので、もう少し幅広いことまで含んだ概念の言葉にできるかどうかを、また委員の皆さんとご相談できればと思う。

稲葉委員 「資産」というと、本当に資産の登録範囲内だけになってしまうのでは、という懸念であれば、もともと遺産影響評価は資産のOUVへの影響評価なので、そう書けば当然バッファゾーンも見ると、ワイダーセッティングからの視線も見る。文字数が変わらなくなるが、まずはそれで小委員会で議論する。

事 務 局 小委員会で適切な日本語についてご相談させていただければと思う。

加藤委員 吉田委員のご指摘は重要で、わかりやすい言葉で見出しを作ってしまうほど、後のこの書類を使って行ういろんな活動が限定されていきかねない。資産区域、ある活動については資産区域を超えて、それを取り巻く周辺環境を含めての話である、ということを一生涯懸命考えなければいけない。見出しを見た人もぱっとわかりやすいように、これは資産だけの話だなというものから、これはそれを取り巻く場所も含めての話だなというところは全体構成等も含めて考えていきたいと思う。

事務局 また小委員会で知恵をいただければと思う。

(2)三保飛行場に係る遺産影響評価について

事務局 資料2について説明
(質疑なし)

3 議事

(1)経過観察指標にかかる年次報告書(案)について

事務局 資料3、資料3-1を説明

中田委員 「(来訪者数の増加による負の影響は)ほぼ認められない」というのは、何かあるということを示しているのか。

また、この写真を見ると、パノラマデッキを作る前は桜の並木か何か見えていたものが見えなくなっている。そういう意味では何かの影響あるわけで、これ正と思うか負と思うかはわからないが、どう解釈しているのか。

事務局 主要地点の来訪者数に対して、山梨・静岡の世界遺産に関する諸々には「負の影響はほぼ認められない」としたことについてだが、人がたくさん来るので全く変化がないというわけではない。基本的には目に見えるような変化はないもののゼロとは言い切れないということで、「ほぼ」という言葉にしている。何かの意図がある、ということではない。

また、展望の変化について、景観としては自然の状況からは変わったが、プラスの影響とまでは言えないかもしれないものの景観として非常に配慮した作業をしているので、負の影響ではないのではないのかというのが事務局としての判断である。

中田委員 負の影響は何かということを書いていないので、何かあるのではないかと勘ぐりたくなった。逆に負の影響とは書かずに、「人口増加があったが、直接何とかに影響は見られなかった」という書き方がいいのではという気がする。

事務局 「直接の影響はほぼ見られない」というような形で直したいと思う。

加藤委員 何かをやるというときには、今回の展望台の整備等のように、富士山や世界文化遺産の富士山を守るため、或いはより価値を高くするためにやる行為というのがある。一方で、そこに富士山はあるが、それとは関係ない経済活動として、道路を拡張するとか、太陽光発電を作るといったような、文化遺産を守るという観点からは、しっかりと注視して場合によっては何か物を申さなければいけないこともある。

人間が行う行動に、2つ3つの種類があるにもかかわらず、富士山周辺で人間が行う行動は、すべてマイナスの影響があるかどうかで整理されている。スタートの地点、数年前まではそれでよかったと思うが、今、関係の行政や、NGO、NPOの皆さんが一生涯懸命取り組んでいるのは、より環境をよくする、或いは広い意味での環境、そこに訪問者があったときに、より楽しめるように、より価値を感じられるように、というようなこと

に傾注している。そうだとすると、それに対する評価は、「こういうことを考えてやってうまくいった」或いは、「100 の効果を求めたが 50 だった」や、「失敗した」ということになると思う。そのようなことまで書くと面倒かもしれないが、できれば少しずつそういう観点からの評価にも踏み込んでもらえると、よりわかりやすい。

どんなことが今、富士山周辺で行われていて、その結果どこまでいろんなことがよくなっているか、或いは、場合によってはまずつまなくなっているのか、ということがわかるのかなと思う。

木下(直)委員 「展望景観」という言葉がよくわからない。景観変化で、中田委員が指摘されたところで、「展望景観に変化はあるが負の影響は認められず」というコメント自体が要らないのではないか。つまりは「パノラマ台を整備したことによって、来訪者が富士山を眺めるのによい状況が生まれた」ということだと思う。

その展望景観というのは、この展望台も含めたものなのか、この展望台から見た富士山の景観なのかという辺りがはっきりしない。この管理計画の中でも展望景観という言葉が使われているが、そもそもどのように定義されているのか。

カメラ位置は固定されており、そこからの定点観測で富士山の見え方が変わったというのはその通りだが、この場所から見える富士山が景観なのではないかと思う。その辺りを余分に書かなくてもいいのではないかと思った。

事務局 まず、加藤委員からのご指摘について、行政としては、なかなか「いいことをやっている」というのは書きづらいところがあり、このように「マイナスではない」と書いたところだが、非常にプラスの評価がある部分かとは思う。

木下委員のご発言で、展望景観の定義の詳しいところまで把握おらず申し訳ないが、確かに「負の影響は認められず」という表現自体取ってしまうと皆さんの意見に沿うかと思うので、事務局案として取ることも考えたいと思う。

稲葉委員 この場合、「展望景観」という言葉はほとんどに入っているのだから、単純に考えれば富士山の展望景観だと思う。距離とは関係なく富士山がきちんと見えるかどうか、その前に障害物ができていないかどうかをモニタリングしていくことを想定している。

その上で、この場合は負の影響だけをこれまでずっと書いてきているが、正の影響も書いてよいということと、それから、手前にパノラマ台ができたということで、展望景観に変化が生まれたという定点観測の結果を書くのであれば、「展望景観に変化は生まれた。しかし、来訪者が富士山を眺めるのに良い状況が生まれたことは、評価される／正の影響と捉える」という、二文に分けてもいいのではないかと思う。

定点観測として、(変化が)あったかないかだけを常に見ていくのは正しい。ただ、この場合には、「このパノラマ台の整備は悪い影響を与えていない」という書き方をしているのではないかと思うが、どうか。

事務局 すべての定点観測地点で「展望景観に負の影響が認められない」という文言でもともと書いていたもので、いまの表現もそれを踏襲した表現になっているところである。稲葉先生に言っていたとおり、展望景観に変化があるというのは事実なので、「展望景観に変化はあるが、来訪者が富士山を眺めるのに良い状況が生まれた。」とし、後段の「負の影響は認められない」というところを取った表現にするということが良いか。

吉田委員 前回山本アドバイザーがどういう趣旨で言ったのかはわからないが、「負の影響とか正の影響とかを比較した上でこうだ」という結論を出さずに、『展望景観に負の影響は認められない』という書き方になっているのが問題ではないか」と言ったのではないかと思う。

私は、負の影響も正の影響も書いたらいいと思う。これを見ると、展望デッキができた場所は、かつて人が入って富士山の写真を写すため踏みつけられていた場所であった。「展望デッキ建設によってススキ等の植生の一部が失われたが、展望デッキを作ったことによって直接の踏みつけはなくなり、来訪者に新たな展望の場を提供するこ

とができた」というように客観的な評価を書けば、「負の影響が認められない」と書くよりも妥当ではないかと思う。

稲葉委員 今回の定点観測地点で大きな景観の変更があるのはここだけだと思う。幸いにも新しく設置したもののデザインは悪くはないので容認範囲内だが、そもそもこの事業で、誰がどう立てたのか、そのデザインの審査をしたのか。ここではやっていない。遺産への影響評価0でそのまま市の中で処理されたのか。

加藤委員 富士山周辺の活動について、全部どこかでチェックしようというのは非現実的で、だれもそんなことは求めてもないと思う。しかし、モニタリング地点になっているとか、今広い意味での環境が話題になっているところで、状況を改善するために何かやろうと思っているというようなときには、少し今より広めに事前にお話を出していただくと、多分あとの問題が少なくなるし、場合によってはより良い案が上がってくる或いは、別の財布が出てくるかもしれない。そういう程度でよろしいか。

決して悪いことではないが、これは富士山観光のための公的なお金の持ち出し以外の何物でもなくそういうことはやっているの、できれば事前にもう少しお話をいただければと思う。

事務局 我々もすべての事業を拾い切れていないが、なるべく幅広に拾うようにして皆さんと情報共有できるように今後努めたいと思う。

加藤委員 特にまずはモニタリング地点周辺くらいで良いと思う。

事務局 必要な修正をしたうえでまた報告させていただく。

4 その他

第29回富士山世界文化遺産協議会作業部会での主な意見について

事務局 参考資料1を説明

吉田委員 「インタープリテーション」については、以前は「情報提供」と書かれていたものを、私が提案して「インタープリテーション」と直してもらった。インタープリテーションの父とも言われるアメリカのナショナルパークサービスのフリーマン・ティルデンは、「単なる情報の提供ではなく、直接体験に基づいて、ある事象とか事物の価値をわかりやすく伝える、コミュニケーション、教育活動である」と言っている。

一方的な情報提供ではないと言われているのに情報提供という言葉を使い続けるのはおかしいため、インタープリテーションという原語をそのまま使うという提案をしたわけだが、聞きなれない言葉なので日本語訳をつけてほしいというご意見が出ているのであれば、富士山世界文化遺産の文脈では「価値の伝達」という言葉が一番いいのではないかと思う。インタープリテーションという原語の意味を生かして「価値の翻訳」でもいいと思うが、翻訳だとただ単に翻訳するだけで終わってしまう。インタープリテーションという言葉がわかりにくいから日本語をつけるということであれば、「価値の伝達」という言葉を加えていただくといいのではないかと思う。

加藤委員 「10年以上が経過し、倒壊している建物もあるという現状を踏まえて、実行性のある計画にしてほしい」という意見については、保存管理計画を、どういうものとして受け取ってもらえるか、受け取ってもらいたいかに関わると思う。

保存管理計画は、ここに全部が書いてあって今後5年10年はこれに従って動けばいい、という詳細行動計画ではない。今後5年10年いろんなことが起こり、いろんなことをやっていくのであろうが、そのときの大方針であり、物によっては大方針だけでは大きすぎるので、もう少し噛み砕いた方針まで書いてあるもの。しかし、すぐにこれに従って来年何をやるかとか、誰がどこからお金持ってきてどう動かすか、ということを抱えて

いるわけではないし、そこまで決めているわけではない。ただ、富士山に関わる行政や、行政を中心とする関係者たちが、現在抱えている問題やこれから起こっていく問題について対応していくときに、基本としてこの計画をまずは見た上で、こういう方向でいこうとか、こういうことはなるべくやめておこう、ということを書いているのがこの保存管理計画である。こちらもそういうつもりで作っているが、そこをご説明いただいて、具体的などころというのは、皆さんに自由に積極的に、或いは、一生懸命頑張っただけでもらう、その時の下敷きはこの計画であり、これを参考にしてもらえば、県或いは国もできるだけサポートしていく、ということをしつかりお伝えいただくのが重要ではないかと思った。

稲葉委員 この倒壊建物については対処ができていくというお話だったが、日本中全国で倒壊建物は問題になっている。地方では過疎化によって空き家が増えたりしているが、所有者がいるかないかでかなり状況が異なっていて、それに関わる条例法律もいろいろであり、この保存管理計画で対処できる内容以上のものを含んでいる。そのため、地元で説明するときには、そのあたりもきちんと説明をした方がいいように思う。今、東北でも大雪で建物が壊れているが、空き家や人が住んでいるところなどいろいろで、倒れたときにそれが撤去できるかどうかは大変複雑な問題を含んでいるので、それについてはちゃんと地元にご説明いただかないと、いつまでも保存管理計画でそれが解決できるように思われても困ると思う。

事務局 保存管理計画が基本的なものであるということと、すべてに対応するものではないというところをご理解いただけるように今後務めたいと思う。

加藤委員 これは言い過ぎなのかどうかはご検討いただきたいが、例えば、崩壊している或いは、崩壊しつつある空き家の問題は、基本的には所有者や管理者の責任で対応してもらおうが、それでどうしようもないところから、今のようにいろんなところで問題が起きている。

制度面では、場合によっては地方自治体の活動として、或いは環境省の国立公園関係の行政として、十分ではないもののある程度の予算がついていて、公的な支援が出せる。そうすると十分ではない予算をどこにどう割り振るかという判断を、関係の行政はしなければいけないが、どうしてもどこを選ぶという説明はすごく大変で、場合によっては不公平だと言って随分怒られる。そのときに、この管理計画に則った結果、富士山周辺のものについては、優先順位が上がることはあり得る、そこぐらいまで考えて欲しい、と言ってもいいのか。

稲葉委員 この保存管理計画は富士山の保全のためのものなので、例えば倒壊建物が、自然・文化的側面問わず富士山の保全に影響があるかないかは、当然考慮の対象に入っていると聞いていいと思う。

加藤委員 これを作るときに、メンバーとして行政、国も入っているという意味で言えば、他のところは大切ではないとは言わないが、ここは大切なのだということは、かなり多くの組織で合意をしている。

稲葉委員 それは保存管理計画の対象内だが、細かくこの範囲はどうかこの場で決めるわけにはいかない。地元の市町村で判断していただくのがこのHIAのプロセスがあって、HIAをやっていただければ、遺産に影響がある範囲内での倒壊かそうでないかということとは当然地元でモニタリングの範囲内で対応してもらっていると思う。

- 加藤委員 複数ある倒壊建物のいくつかから手をつけていこうという時に、HIA的な考え方でやった結果として、まず富士山周辺のものから手をつけていくということはあり得るということだろうか。
- 稲葉委員 あり得るが、あくまでこれは富士山の世界遺産としての価値に関わる計画なので、それに入るか入らないかというような使い方をされたとしてもこれはおかしくないように作っていると思う。
- 堀内委員 おそらく想定しているのは、文化財に関わる、富士山の登山道やその歴史性を証明する建物についてだと思う。だから、その事前とすればやはり文化財としての意味づけというものがあり、それで残すべきだとか、記録・保存の方向性を決める、ということがあると思う。文化財との関係で検討していくという要素はおそらく必要だろうということをおそらく先ほどの事務局の説明は言っているのだと思う。その辺り考慮してもらえたらありがたい。
- 加藤委員 文化財保護法の中の活動で、この計画があることで優先順位から少し上がってくるだろうということ。
- 青柳委員長 これは非常に難しい問題。HIAと国内法の関係等をどうするか、これはきちんと法律、行政法の専門家を交えないと議論は具体的には進まない。我々の意見として委員が今おっしゃったような希望はあるけれども、ただそれを決めるということは難しい。今、倒壊住宅は震災のときに一番課題になって、民法上の権利とどう棲み分けをするのかということで、いろんなところで検討を始めているがまだ解決していないという状況なので、そういうことも考慮してやらないと前に進まない、という状況だと思う。
- 稲葉委員 常に初動は市町村、基礎自治体にあり、そこがHIAの初動も見るので、そこにしっかりしていただくしかなく、その範囲内での行政判断は必要だと思う。特に歴史的価値・文化的価値がある、或いは自然遺産的価値のあるものの処遇は、この保存管理計画にも大きく関連することなので、そこは見えていただく。展望景観にも影響があるようなものは、当然この基礎自治体で初期に見ていただかなければいけない。空き家の倒壊の処理は大変難しく、地元の方々でもご存じのことで、行政組織としては当然知っているべき基礎事項なので、その範囲内で対応して、協議会とは常に緊密な連絡を取っていただくことをお願いする。
- 加藤委員 そのときの共通理解の下敷きが保存管理計画である、という説明をしていただくとわかりやすいと思う。それ自体には、実際の行動とか、実際の法律を作るときの効果やメリットとか、そういうものもあまり期待されても仕方がないし、正直そこまで抱えきれないが、その次のステップに行くときの下敷きとして、多くの人の共通理解がこうなっている、というのがこの計画である。

5 閉会